

おはようございます。野村羊子です。今回の私の一般質問は、

1 子ども・若者のいのち・暮らしを守るまちづくりについて です。

(1) 子どもの意見表明権について

日本が批准して25年以上が経過した子どもの権利条約の一般原則は、生命、生存及び発達の保障、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止の4つから成り立ちます。いうまでもなくこれらは密接にかかわりあっています。今、日本における子どもたちの状況は、これらの一般原則が守られている状況と言えるでしょうか。いまだに、権利＝わがままと評したり、権利と義務はセットというような、はき違えた意見を聞きます。そういうことを言う方は、多分その人自身が権利を尊重されていなかったりしてきたのではないかと思ったりもしてしまいます。

人権とは、「人が人らしく生きていくために認められている権利」であり、誰もが生まれながらにもっている、誰からも侵されることのない権利です。子どもたちも、一人の人間であり、年齢にかかわらず人権があり、尊重されるべき存在です。

そして、「子どもの最善の利益」は、周囲の大人たちによって判断されるのではなく、子ども自身の声によって確認される必要があります。現実には、子どもの「意見表明権」を確保する場とそれに取り組む大人が必要です。

ア 子どもオンブズパーソンについて

子どもオンブズパーソンは、いじめなど子どもを取り巻く困難に取り組み、子どもが主体として生きていくことを助ける公的機関です。兵庫県川西市では20年の実績があり、東京都国立市では2017年より実施しています。

Q1 三鷹市における子どもの声を聴く窓口は、どのようなものが確保されているでしょうか。

Q2 三鷹市教育委員会において子どもの声を聴く窓口は、どのようなものが確保されているでしょうか。

Q3 市において、いじめや学級崩壊など、子ども自身や子どもを取り巻く課題を解決するために、子どもの声を代弁しつつ連絡調整を担当する機関はどこになるのでしょうか。

Q4 教育委員会において、いじめや学級崩壊など、子ども自身や子どもを取り巻く課題を解決するために、子どもの声を代弁しつつ連絡調整を担当する機関はどこになるのでしょうか。

Q5 子ども自身の相談する力、自ら問題解決に臨む力をはぐくむためにも、子どもオンブズパーソンの設置を検討すべきです。市長のご所見をお伺いします。

イ 子ども若者会議について

子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者ビジョン」では、子ども・若

者を「育成」の対象ではなく、社会を構成する重要な主体、大人とともに生きるパートナーとして位置づけました。2016年に新たに「子ども・若者育成支援推進大綱」が定められました。子ども・若者自身の声があれば成り立つものではないと考えます。

これからのまちづくりを考えたとき、社会を構成する重要な主体である高校生世代から20代、あるいは30代までを含んだユース世代の声を、政策形成や地域・まちづくりにとりいれることが重要だと考えます。

Q6 三鷹市において、若者たちが政策提言できる場があるでしょうか。

Q7 三鷹市教育委員会において、若者たちが政策提言できる場があるでしょうか。

Q8 ユース世代が集まり、検討し、政策提案できる場として、子ども若者会議の設置を提案いたします。市長のご所見をお伺いします。

次に

(2) 若者の健康を守ることについて 質問します。

ア HPV ワクチンの情報提供について

子宮頸がんを防ぐと言われている HPV ワクチンは、定期接種となつてすぐに、積極的勧奨がとりやめとなりました。しかし、2020年7月厚生労働省が HPV ワクチンに関するリーフレットを改訂し、情報提供として個別に送付するよう自治体に要請してきました。三鷹市でも、昨年度から高校1年生相当の女子に対して、個別にリーフレットの郵送を再開しました。

Q9 2013年6月14日の健康局長通知内容はどのようなものだったのでしょうか。

Q10 今回のリーフレット送付にあたって、通知は変更されたのでしょうか。

Q11 積極的勧奨が中止されたのは「安全性」に問題があったからです。HPV ワクチンは製品として改善され、副反応被害が出ないものとなったのでしょうか。

Q12 送付しているリーフレットは、通知の理由となった「HPV ワクチンの副反応等のリスクの情報提供を行えない」ことを十分に補う内容になっているのでしょうか。

Q13 HPV ワクチンによる薬害被害の裁判が現在継続中であることを知っていますか。

Q14 HPV ワクチン薬害訴訟全国弁護団が、厚労省リーフレットに対する意見を全国自治体に送付したと聞いています。何が問題であるとされているか、内容を確認しているのでしょうか。

Q15 リーフレットは、HPV ワクチン副反応のリスクを十分伝えていないことから、送付の中止、あるいはリスク等の情報提供を同封しての送付が必要と考えます。市長のご所見をお伺います。

イ 子宮頸がんの正しい知識と検診促進について

Q16 子宮頸がんは、検診により早期発見・早期治療が可能ながんです。これは市の認識と一致していますか。

Q17 子宮頸がん検診の推進のために、休日夜間の検診体制の整備、早期発見の重要性を若い世代に届くツールで情報提供することなどが重要と考えます。今後の検診体制及び情報提供体制の整備について、市長のご所見をお伺いします。

次は、

(3) 東京外郭環状道路工事の安全確保について、です。

東京外環道について連続第18回目の質問となります。

東京外環トンネル施工等検討委員会有識者委員会は3月19日に調査報告を公表し、4月2日から7日にかけて10カ所で説明会を行いました。

ア 再発防止対策について

Q18 説明会資料の「陥没・空洞事象を発生させない取り組み」では、事故が起きた地域と同じ特殊な地盤が三鷹市域に3カ所示されている。市は具体的な説明を受けたのでしょうか。

Q19 「追加ボーリングを実施し、地盤の再確認を行います」としている。三鷹市は、これについての具体的な説明等を受けたのでしょうか。

Q20 三鷹市域は、様々な地質が折り重なっています。トンネル直上だけではなく、東西の幅をもってボーリング調査を行い3次元的に解析するよう事業者を求めるべきだと考えます。市長のご所見をお伺いします。

Q21 「地域の安全・安心を高める取り組み」について、5項目を挙げていますが、新規・拡充した項目は具体的にどれか説明を受けていますでしょうか。

Q22 安全性確保のため、事前の地盤改良が必要になるということはあるのか等について、市独自で調布の陥没事故の検証が必要と考えます。市長のご所見をお伺いします。

イ 住民への説明について

Q23 三鷹市立北野小学校の説明会は平日夜でした。人が集まりやすい週末の開催とするよう、市から要望しなかったのでしょうか。

Q24 説明会において、質問はメール・FAXでも受け付けるとしていますでしたが、4月11日が締め切りであることはアナウンスがありませんでした。市は締め切り日を把握しているのでしょうか。

Q25 質問と回答のとりまとめが公表されました。質問者の意図とずれていたり、同じ回答の繰り返しなど不十分な内容だと思えます。三鷹市として、質問の精査及び議事録の公開を求めるべきです。市長のご所見をお伺いします。

ウ 中央ジャンクション工事への影響について

Q26 中央ジャンクションの整備工事は現在も進行しています。今後の工事の見通しについて、説明を受けているのでしょうか。

Q27 大深度シールドマシンは、事故が発生していなければ今頃どのあたりを掘進していたと推測できるのでしょうか。

Q28 中央ジャンクションの工事現場の規模は、南北何m、東西何mであり、地上

から掘り下げている深さは何 m になるでしょうか。

Q29 中央ジャンクションの真下を大深度シールドマシンが掘削していくことになりませんが、ジャンクションの構造物とトンネルの距離は何mとなるのでしょうか。

Q30 シールドマシンの掘削による、ジャンクション構造物やその周辺の家屋等への影響はどのようなものであり、どのように安全性が担保されるのかについて、説明を受けているでしょうか。

Q31 仮に、大深度トンネル部分の工事が遅れても、ジャンクション工事が終了し、蓋掛け上部空間を活用する可能性はあるのでしょうか。

Q32 中央ジャンクションの安全性確保について、三鷹市においての説明会を事業者に求めるべきである。市長のご所見をお伺いします。

以上で壇上での質問を終わります。自席での再質問を留保いたします。

ご答弁のほど、よろしくお願いいたします。